



第36回 全国クレサラ・生活再建問題 被害者交流集会 in 宮崎

宮崎県シンボルキャラクター
「みやざき犬」
みやざき犬使用許可第280067号

貧困のない社会を実現しよう ～貸金業法等改正後10年目の課題～

11/5(土) 6(日)

日時・
会場

2016年

11/5(土) 13:00～18:00 全体会・記念講演 (開場・受付12:00～)

11/6(日) 9:00～12:00 分科会・総括 (開場・受付 8:45～)

会場：宮崎市民プラザ・オルブライトホール

(宮崎市橋通西1-1-2 宮崎市役所敷地内 TEL:0985-24-1008)

記念
講演

11/5(土)

I 貧困世代と下流老人 ～全世代に広がる貧困と格差～

NPO法人ほっとプラス代表理事 社会福祉士 藤田 孝典 氏



II 「分断の政治」から「必要な政治」へ ～「だれもが受益者」という財政戦略～

慶應義塾大学経済学部教授 井手 英策 氏



お問い合わせ・実行委員会事務局

〒880-0803 宮崎市旭1-7-12エスポワール宮崎県庁通り401塩地法律事務所

宮崎実行委員会事務局長 弁護士 塩地 陽介 TEL 0985-82-8341

第36回 全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 宮崎

第36回 全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 宮崎 実行委員会
実行委員会委員長 弁護士 宮田 尚典

2006年に貸金業関連法令が改正され、今年は10年目です。

高金利規定は撤廃され、かつ、サラ金等の極端な過剰与信や暴力的取立てについても、制限が加えられ、多重債務者は目に見える形で減少しました。借入れが5件以上ある多重債務者は2016年3月末時点で12万人となり、2007年2月のピーク時の7%まで減少したとの報道もあります。

ところが、その一方で、新たな問題が起こっています。

総量規制が掛からない銀行を債権者とした融資が増加の一途を辿っており、最近の借金の相談と言えば、まず銀行が債権者に入っています。また、奨学金の取立てという新たな問題が深刻になっています。

また、貧困問題について依然として十分な対策がなされていないことから、いろいろな問題が顕在化しています。

我が国の社会保障は、基本的に請求主義を取っていますので、本来、社会保障を受けられるにも拘わらず、これを受けていない人が大勢います。それどころか、生活保護等を受給することを躊躇させる風潮が残っているのは、大変残念なことです。

かつて、高金利業者から借入れをすることは、借りる方が悪い、自己責任であるなどと批判されていましたが、実は借りざるを得ない状態にあるのだということ、借主は多重債務の「被害者」であることを、時間をかけて世間に理解してもらいました。社会保障の問題についても、同様の取組が必要です。

貧困問題は、家賃の滞納も招来することがあり、生活の根幹である住居退去という事態も生じさせ、悪質な追い出し屋による被害が報告されています。また、貧困問題は、非正規労働の問題や税務の問題とも関連します。こうしたことと一緒に考えていく必要があります。

他方、現代社会が生み出す矛盾として、依存症問題があります。とりわけ、ギャンブル依存症については自己責任であると片付けられ、ギャンブルをする者が悪いのだという風潮が顕著です。このような意識は弁護士等の法律家さえも持っていることが少なくなく、この機会に、依存症問題の本質が何かを考えてみたいところです。

今回は、九州ブロック被害者交流集会との合同開催です。九州では、適格消費者団体が福岡、大分、熊本、佐賀と、既に4県にあり、他県でも、適格消費者団体を目指すNPO法人の立ち上げは、完了しています。宮崎でも、NPO法人消費者ネットみやざきを2016年3月18日に立ち上げ、この点の分科会を主催します。

以上のように、クレサラ問題だけでなく、貧困問題とそれから派生する問題、関連の社会保障制度について、広く研修することを目指します。皆さんの思いが宮崎の地で大きく結集することを願います。



集会概要

日 時:2016年(平成28年)11月5日(土)~11月6日(日)

場 所:全体会及び分科会

宮崎市民プラザ(宮崎市橘通西1-1-2)

懇親会

MRT micc ダイヤモンドホール(2F)
(宮崎市橘通西4-6-3)

宮崎市民プラザへのアクセス

【車でお越しの方】.....

宮崎自動車道・宮崎ICより約15分 東九州自動車道・宮崎西ICより約20分

*駐車場の台数が限られていますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

【宮崎空港から】.....

タクシー···約20分

バス···約25分(宮崎駅方面、橘通1丁目バス停下車、徒歩3分)

電車で宮崎駅まで···約10分(ただし、運行本数は1時間に1~2本。)

【宮崎駅から】.....

タクシー···約5分

バス···約10分(橘通方面、橘通1丁目バス停下車、徒歩3分)

徒歩···約30分

詳細日程

●11月5日(土)

受付	12:00~13:00	宮崎市民プラザ オルブライトホール
全体会	13:00~13:50	挨拶・来賓挨拶・基調報告
	13:50~15:00	記念講演Ⅰ 貧困世代と下流老人 ～全世代に広がる貧困と格差～ NPO法人ほっとプラス代表理事 社会福祉士 藤田 孝典 氏
	15:00~15:15	休憩
	15:15~16:25	記念講演Ⅱ 「分断の政治」から「必要な政治」へ ～「だれもが受益者」という財政戦略～ 慶應義塾大学経済学部教授 井手 英策 氏
	16:25~16:35	質疑応答
	16:35~17:50	被害者報告・貸金業法等改正10周年企画・表彰・小括
懇親会	19:00~21:00	会場:MRT micc ダイヤモンドホール(2F)

●11月6日(日)

受付	8:45~ 9:00	宮崎市民プラザ 各分科会場にて
分科会	9:00~11:00	(詳細は分科会一覧表をご覧ください)
総括	11:15~12:00	宮崎市民プラザ オルブライトホール

講師プロフィール

藤田 孝典 (ふじた たかのり) 氏

1982年生まれ。社会福祉士。ルートル学院大学大学院総合人間学研究科博士前期課程修了。首都圏で生活困窮者支援を行うソーシャルワーカー。生活保護や生活困窮者支援の在り方に関する活動と提言を行う。NPO法人ほっとプラス代表理事。反貧困ネットワーク埼玉代表。著書に『下流老人 一億総老後崩壊の衝撃』(朝日新聞出版2015)など多数。

井手 英策 (いで えいさく) 氏

1972年福岡県久留米市生まれ。東京大学経済学部卒業。同大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。博士(経済学)。日本銀行金融研究所、東北学院大学、横浜国立大学を経て、慶應義塾大学経済学部教授。専門は財政社会学。著書は「経済の時代の終焉」(岩波書店2015年、大佛次郎論壇賞)「18歳からの格差論」(東洋経済新報社2016年)など多数。

分科会一覧表

平成28年11月6日(日)

申込番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
1	給付型奖学金・所得運動返還型奖学金 ～次なる目標と課題は？～	奖学金問題への関心が高まり、各政党とも給付型奖学金の導入を公約に掲げています。来年度からは、所得運動返還型奖学金制度の導入も予定されています。これらの意義と問題点を整理した上で、更なる前進に向けて、次なる獲得目標と課題を、皆で議論し、探りたいと思います。制度だけでなく、当事者としてなかなか声を上げることができない若者の状況についても、その声に耳を傾け、理解を深めたいと思います。	奖学金問題対策 全国会議
2	ギャンブルに依存する まちづくりに抗して	カジノ法案の成立のめどはたつていませんが、カジノ推進勢力は、カジノ合法化をあきらめていません。また、カジノを経済活性化の起爆剤と考える自治体も少なくなく、宮崎も経済界を中心にカジノ誘致を検討しています。本分科会では、カジノ合法化と誘致が、その国、まち、社会にどのような弊害をもたらすかについて議論を深め、ギャンブルに依存しないまちづくりを提案したいと思います。	依存症問題対策 全国会議 全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会
3	ここまで使える生活保護 ～100%活用塾～ (生活保護利用中の諸問題)	住宅扶助基準の引き下げ、年1回提出を要求されることになった資産申告書、63条返還命令や78条(不正受給)返還命令にどう対応すればよいか、奖学金やバイト代はどこまで収入認定除外されるか。通院移送費や生業扶助はどこまで活用できるか。生活保護利用中に直面する諸問題について、制度を徹底活用する観点から講義し、併せて会場からの質疑に答えます。 また、現在全国27都道府県で900名を越える原告が闘っている生活保護基準引き下げ違憲訴訟の裁判や運動の状況について、特に活動が活発な埼玉などから報告してもらいます。 講師：田川英信（全国公的扶助研究会）・小久保哲郎（弁護士）・猪股正（弁護士）・徳武聰子（司法書士）	生活保護問題対策 全国会議
4	住まいの「困った」を解決する！ ～住宅確保要配慮者への居住支援を考える～	空家対策が叫ばれる一方で、高齢者、障がい者、外国人、シングルマザー、非正規雇用などの低所得者等の住まいを確保することが困難な実態が社会問題となっています。「住まいは商売道具」の下で、賃貸（保証）を拒否され、低劣な環境・条件での居住を強いられています。ここ10年でも、ネットカフェ難民、追い出し屋、囲い屋、脱法ハウス（違法貸しルーム）、無届け介護ハウスなど、住まいの貧困は、ねつに社会問題となっています。 こうした中、新たな住生活基本計画（全国計画）が策定され、住宅確保要配慮者への居住支援を推進することが検討されています。家賃債務保証業者や賃貸住宅管理業者など、賃貸住宅に関わる事業者に対する公的な規制も求められています。 分科会では、居住支援をめぐる政策課題について明らかにするとともに、各地での居住支援のとりくみを交流することによって、住まいの「困った」を解決する実践的アプローチを考えていきます。	全国追い出し屋 対策会議 生活弱者の 住み続ける権利 対策会議
5	生活再建型滞納整理を考える	税金や社会保険料を滞納して、給料を差し押さえられた、という相談を受けたことはないでしょうか。生活再建をするために、自治体の滞納税金差し押さえにどのように対応するべきか、皆さまの日頃の疑問にお答えします。 「相談現場からの報告 滞納整理の実態」 司法書士 仲道宗弘 「自治体における債権回収の状況」 弁護士 瀧康暢 報告者を交えてのパネルディスカッション コメンテーター 弁護士 山田治彦 進行役 野洲市役所 生水裕美 番外編 野洲市くらし支え条例について 報告者 野洲市役所 宇都宮誠実、久保田直浩	行政の生活再建対策の 充実を求める全国会議 セーフティネット貸付 実現全国会議 社会保障問題研究会
6	適格消費者団体の可能性 ～差止請求と地域連携～	平成28年7月1日現在、全国14の適格消費者団体のうち4団体は九州にあり、九州は適格消費者団体の先進地といえます。本集会の開催地宮崎でも平成28年3月に適格消費者団体を目指すNPO法人消費者ネットみやざきを設立し、活動を開始しました。本分科会では、現地宮崎の活動報告及び九州の他の地域の適格消費者団体やNPO法人の活動報告、意見交換を行います。 また、悪質商法被害防止のためには、地域の消費者団体と法律家団体・相談員団体がネットワークを作つて、地域における消費者被害の防止活動に幅広く取り組む必要があります。そこで、「次のステップは地域連携」を掲げ、地域の民間団体と消費者行政の連携、高齢者見守りネットワークや消費者サポートの育成を推進している「クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議（クレちは）」から、消費者安全法が想定する連携のイメージや、各地の取り組みなどについて報告し、意見交換を行います。	NPO法人 消費者ネットみやざき 九州・四国ブロック 適格消費者団体等 連絡協議会 クレジット被害対策・ 地方消費者行政 充実会議
7	資金業法等改正から10年 ～終わっていない高金利被害・ 過剰与信被害～	画期的な資金業法改正から10年。確かに多重債務被害は減少し、一定の成果を認めることができる。 では、高金利被害、過剰与信被害は本当になくなったのだろうか？ けつしてそうではない。まず、高金利被害は無くなっていない。利息制限法の上限金利は生活や事業を破たんさせない水準まで引き下げられるべきであるし、遅延損害金利率についても同様である。 また、過剰与信は無くなっていない。近時、総量規制の対象外である銀行のカードローンによる破産の事例が顕在化しつつある。 その他にも、多重債務問題を取り巻く現状と問題点を明らかにし、それについての課題を共有し、さらなる被害救済活動を展開していきたいと考えている。	利息制限法引下実現全国会議 43条対策会議 全国ヤミ金融・悪質金融対策会議 多重債務者自主再建支援会議 武富士・日栄債権取立対策会議 武富士の責任を追及する全国会議

申込番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
8	被害者の会の新たな役割を提案する ～被害者・相談員交流～	<p>貧困業法改正から10年を迎え、被害者の会が闘ってきた歴史と役割、その成果の良否が各被害者の会の相談件数に現れています。</p> <p>相談員・会員とも双方の高齢化も一因して活動の休止・停滞など危機が足早に忍び寄ってきています。そのような危機的な状況を打開するために、各被害者の会は、ここ数年社会保障制度と生活再建に取り組んできました。</p> <p>そしていま、社会保障制度と生活再建に関連して浮上しているのが滞納税(国保)などの違法な取り立て問題の相談です。</p> <p>貧困社会のなかで、滞納者保護制度等について学び、税金や社会保険の滞納で困っている方々の受皿が必要です。</p> <p>その受け皿になるのが被害者の会の役目ではないかと言われています。</p> <p>滞納税との付き合い方などを学習して闘う力をつけ、過去を振りかえると共に新たな相談者に向き合うための展開について方法を、皆さんと一緒に考えていきましょう。</p>	全国クレサラ・ 生活再建問題被害者 連絡協議会
9	非正規労働者の権利を使おう！ ～労働契約法、派遣法、パート労働法を 学び実践する～	<p>2015年9月30日に改悪された派遣法が施行されましたが、10月1日から派遣先への直用を求めることができる規定も施行されています。契約社員に正社員が支給されている手当がないのは違法だとする判決が出されるなど注目を集めています。</p> <p>派遣やパート、契約社員でも、正社員との差別をなくし、生活しやすい労働条件を獲得するために裁判や労働組合の実践的な活動を勉強して、職場でみなが知つて使うための方法を考えて行きましょう。</p>	非正規労働者の 権利実現全国会議
10	子どもの貧困と生活再建 ～貧困の連鎖を食い止めるために～	本分科会では、まず、「子どもの貧困」という言葉が広く浸透しつつある中において、子どもの貧困の根本的原因や要因について探る機会といたします。次に、子どもの貧困に対し、私たちに何ができるのか、何をすべきなのかを検討する機会といたします。具体的には、まず、現状の制度の中で如何にして子どもの貧困を食い止めることができるのか、その方法を考え、さらに、養育費や社会手当、保育などの各制度における改善すべき点について共有する機会とし、制度改革や法改正へ繋げたいと思います。	全国青年司法書士 協議会

大会 お申込み手続きのご案内

1. 交流集会・懇親会参加登録について

●交流集会参加登録料(全体会・分科会参加費含む)

一般参加者 3,000円
弁護士・司法書士 5,000円

●懇親会参加登録料

一般参加者 5,000円
弁護士・司法書士 5,000円

※交流集会・懇親会参加登録料のご返金は致しかねます。予めご了承ください。

2. 分科会について

2日目(11／6(日))に開催される分科会の希望をご記入ください。

会場の都合上、ご希望の分科会に参加できない場合もございますので、第2希望までご記入ください。

3. お申込み方法とお支払いの流れ

(申込締切:2016年9月26日(月)17:00 必着)

- ①申込書に必要事項を記入のうえ、**0985-62-2318**(小林総合法律事務所)宛てにファックスにて直接お申込みください。変更・取消もファックスにてお願い致します。
- ②事務局から申込書にご記入頂いたメールアドレスへ受付メールを送信致します。お申込みから3日以内に受付メールが届かない場合は、下記までお問い合わせください。
《お問い合わせ先》TEL:**0985-82-8341**(塩地法律事務所)
- ③送信された受付メールの案内にしたがって、参加登録料をお振込みください。
※振込手数料は申込者ご負担でお願い致します。
- ④事務局から支払完了メールを送信致します。

注)宿泊先ホテルの手配は、各自で行って頂きますようお願い致します。



FAX送信先:0985-62-2318(小林総合法律事務所 行)

「第36回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会in宮崎」 「集会・懇親会参加登録・分科会申込書」

申込日:2016年 月 日

フリガナ 申込代表者名	所属団体名・区分 ○印をお付けください	全体会 11/5 第2希望	分科会 11/6 懇親会 11/5	宿泊予定日 11月4日	予定ホテル名 △△△ホテル
電子メール アドレス(必須)	(宮崎□□会) 一般／弁・司	○	1 2 ○	11月5日 ○ 11月6日 ○	
連絡先住所	〒 都道府県	電話	FAX	携帯	

事務局からの連絡等は、基本的に全てメールで行いますので必ずご記入下さい。なお、ドメイン指定受信で「5884.in」を許可するよう設定して下さい。
折り返し、申込受付と参加登録料支払口座をメールでお伝えします。1通の申込書に対して、受付メールを1通お送りします。
複数の方のお申込で、支払は別々にすることを希望される場合は、申込書も別にしていただけます。

フリガナ 氏名	○印をお付けください	全体会 11/5 第2希望	分科会 11/6 懇親会 11/5	宿泊予定日 11月4日	予定ホテル名 △△△ホテル
ミヤザキ タロウ 宮崎 太郎	(宮崎□□会) 一般／弁・司	○	1 2 ○	11月5日 ○ 11月6日 ○	
1	(一般／弁・司 (3000円) (5000円))			11月4日 ○ 11月5日 ○ 11月6日 ○	
2	(一般／弁・司 (3000円) (5000円))			11月4日 ○ 11月5日 ○ 11月6日 ○	
3	(一般／弁・司 (3000円) (5000円))			11月4日 ○ 11月5日 ○ 11月6日 ○	
4	(一般／弁・司 (3000円) (5000円))			11月4日 ○ 11月5日 ○ 11月6日 ○	
5	(一般／弁・司 (3000円) (5000円))			11月4日 ○ 11月5日 ○ 11月6日 ○	

←宿泊先が未定の場合は「未定」とお書きください

申込締切	2016年9月26日(月)17:00
------	--------------------

●お申込は、原則としてFAXでお願いします。

<お申込からの流れ>

- ①本申込書に記入し、上記宛にファックスを送信してください。翌々・取消もファックスでお願いします。
- ②事務局から左記メールアドレスへ受付メールを送信します。3日以内に受付メールが届かない場合は、お問い合わせください。
- ③送信された受付メールにしたがって、参加登録料をお振込みください。なお、交流懇親会参加登録料のご返金は致しません。予めご了承ください。
- ④事務局から支払完了メールを送信します。やむを得ず郵送でお申込の際は、下記住所にお送りください(必ず控えをお取りください)。
〒880-0867 宮崎市発耳2-5-12発ビル2階 小林総合法律事務所

!! 注意 !!

くホテルは各自で手配を>

- ・本書面を提出しても、ホテルを予約したことにはなりませんので、ご注意願います。
- ・お手数ですが宿泊先ホテルの手配は、各自で行っていただくようお願いいたします。
- ・宿泊予定日及び予定ホテル名は、宮崎県の補助金申請のために収集させていただいた情報ですので、ご協力ください。

※1通の申込書につき、申込者数は最大5名様までとさせていただきます。ご記入いただいた個人情報は本集会の手続のみに利用させていただき、無断で第三者に開示することはございません。
※ご参加いただく分科会は、集会当日に発表します。ご希望に添えない場合もございますが、あらかじめご了承ください。

該当に○をお付けください
新規申込・変更・取消